

残余麻薬譲渡届（法第 36 条）

1 内容

業務廃止時に所有していた麻薬は、業務廃止後 50 日以内に限り、県内の麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者、または麻薬研究者に譲り渡すことができます。譲り渡した場合は、譲渡後 15 日以内に「残余麻薬譲渡届」を届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・残余麻薬譲渡届 2部

控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

残余麻薬を譲り渡した日から 15 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

薬局の移転に伴う業務廃止であれば、期間中に移転した薬局に譲り渡すことも可能です。